

### こども館ホール基本使用料(令和7年4月1日より)

ご利用時間	18時～22時
開館日	10,590円

午前から午後へ、または午後から夜間へ引き続き使用する場合の使用料は、それぞれの使用料を合計した額とします。

使用者が営利目的で使用する場合の使用料は、**基本使用料に100%を加算した額**とします。

使用のための準備および原状回復の時間は、使用時間に含まれます。ただし、やむを得ない理由により9時以前または22時以降に使用する場合（使用時間の超過を除きます。）の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とします。）につき、**時間区分の1時間相当額**（10円未満の端数は切り上げます。）とします。

使用時間の超過に対する使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とします。）ごとに当該時間区分の1時間当たりの**使用料の150%相当額**（10円未満の端数は切り上げます。）とします。

**冷暖房使用料は、基本使用料の3割相当額**（10円未満の端数は切り上げます。）とします。なお**時間外使用の冷暖房料は、時間外使用料の6割相当額**（10円未満の端数は切り上げます。）とします。

冷暖房の期間は、原則として、**6月から9月（冷房期間）**と、**12月から3月（暖房期間）**になります。なお、この期間以外はお問い合わせください。

その他、器具使用料は、お問い合わせください。

### こども館南シアター広場基本使用料(令和7年4月1日より)

ご利用時間	9時～17時
開館日	1平方メートル当たり 130円

全部で250平方メートル（大きなコンクリートマス1個約9平方メートル）

使用者が営利目的で使用する場合の使用料は、**基本使用料に100%を加算した額**とします。

使用のための準備および原状回復の時間は、使用時間に含まれます。ただし、やむを得ない理由により9時以前または17時以降に使用する場合（使用時間の超過を除きます。）の使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とします。）につき、**1平方メートル当たり10円を加算した額**とします。

使用時間の超過に対する使用料は、1時間（1時間に満たないときは、1時間とします。）ごとに当該時間区分の1時間当たりの**使用料の150%相当額**（10円未満の端数は切り上げます。）とします。